

福祉監第 2616-9 号
令和 6 年 3 月 22 日

社会福祉法人 別府会 理事長 様
(施設名 特別養護老人ホーム 永寿苑)

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

社会福祉施設等指導監査(実地)の結果について(通知)

令和6年2月16日に社会福祉法第56条第1項、老人福祉法第18条第2項及び介護保険法第24条第1項の規定に基づき実施した令和5年度指導監査の結果、別紙「指導事項及び改善報告書」のとおり改善を必要とする事項が認められました。

ついては、「1 指導事項」について速やかに所要の処置を講じ、その結果を下記により報告してください。

なお、「2 注意事項」については、文書による報告は不要ですが、改善に取り組んでください。

記

- 1 報告期限 令和6年4月24日(水)
- 2 報告の方法 別紙「指導事項及び改善報告書の提出上の注意」による。
- 3 提出先 〒330-9301 福祉監査課 高齢施設担当
(住所の記載は不要です。)

※ 「指導事項及び改善報告書」については、埼玉県情報公開条例第8条に基づく開示請求があった場合には同条例第10条の規定に基づく開示及び第11条の規定に基づく部分開示の対象となりますので、御承知おきください。

担当：福祉部福祉監査課 高齢施設担当
電話：048-830-3446 (直通)

指 導 事 項 及 び 改 善 報 告 書

施設種別	特別養護老人ホーム	指導監査日	令和 6年 2月16日
法人名称	社会福祉法人 別府会	施設名称	永寿苑

1 指導事項
該当なし。

2 注意事項
次の注意事項については、改善報告書の提出は不要ですが、改善に取り組んでください。

No	分野	注 意 事 項
1	2	非常災害対策について、施設の状況や地域の実情を踏まえ、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」に基づき、避難に関する事項を含めた計画を作成してください。
2	2	入浴設備について、次の課題がありましたので、必要な対応を行ってください。 ①毎日完全換水型の非循環式浴槽について、残留塩素濃度の測定は、利用中に複数回測定し、入浴時間を通じて0.4mg/ℓを保ち、かつ、最大で1.0mg/ℓを超えないようにしてください。また、測定時刻も記録してください。 ②入浴を実施した際は、浴室・床・浴槽等を清掃し、清掃の記録を残してください。
3	4	入所検討委員会について、次のように改善してください。 ①優先入所順位が上位の者が入所できない経緯や理由を議事録に明確に記載してください。 ②申込受付後に最初に開催される入所検討委員会で決定した入所順位は文書で通知してください。
4	4	入所者から「日用品費」として1日当たり150円を一律に徴収していますが、国通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」の中で、入所者等の自由な選択に基づき行うべきものと規定されています。 については、通知の趣旨に従って徴収するとともに積算根拠を明確にしてください。
5	4	身体的拘束委員会の議事が内容的に不十分です。 身体拘束の定義の説明や、拘束には至らなくても見守りが必要なケースの報告等、議事内容の充実努めてください。
6	4	浴室での入浴事故防止のための研修を行ってください。
7	4	ヒヤリハット報告書の作成について職員に周知し、事故の再発防止及び事故の予防に努めてください。
8	4	施設サービス計画について、同意署名日については、実際に同意した日付を記入し、やむを得ず同意署名がサービス提供開始日より遅れる場合は、事前に電話等で同意を得て、その記録を残してください。

9	4	通所介護事業所について、介護職員が生活相談員を兼務する場合、また、看護職員が機能訓練指導員を兼ねる場合は、それぞれの業務に係る勤務日や勤務時間を勤務実績表で明確に区分して記載してください。
10	4	通所介護の運営規程の以下の点について、県が作成した運営規程（例）を参考に見直し、改正後は県福祉事務所に提出してください。 ①職員の配置人数について見直してください。 ②その他費用として、重要事項説明書に示されている日常生活品費、おやつ代について定めてください。 ③サービス利用に当たっての留意事項を定めてください。 ④通所介護の内容を具体的に定めてください。 ⑤通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用について見直してください。 ⑥その他の事項について、県の運営規程（例）に示されている事項を参考に見直してください。
11	4	通所介護の利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録について、記載漏れのある事例がありましたので注意してください。
12	4	通所介護の個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）を算定する場合は、Ⅰ（イ）の算定要件を充たしたうえで、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置することが必要となります。 勤務表では、看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合の、それぞれの勤務日・勤務時間が区分されておらず、不明確でした。 については、看護職員が、機能訓練指導員の業務を行う場合は、それぞれの業務に係る勤務日・勤務時間を明確に区分して勤務表に記載するなどして、上記の要件を充足していることを確認してください。

※分野：2運営管理 3財務管理 4介護給付・処遇

【参考】その他の事項

次の事項についても、施設において改善に取り組んでください。

No	分野	【参考】その他の事項
1	2	公用車運行管理簿に同乗者についても記載してください。
2	2	個人情報保護法が改正されたことに伴い、個人情報の取扱いについては「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（令和5年3月一部改正）が示されていますので、対応の済んでいない個人情報取扱規程等について見直しを行ってください。
3	2	特定個人情報保護に係る基本方針及び取扱規程が制定されていませんでした。ついては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（令和4年3月改正）」を参考に制定してください。
4	2	勤務時間について、1か月単位の変形労働時間制を採用しない場合は、1日で8時間を超過したとき、及び1週で40時間を超過したときに時間外勤務となりますので注意してください。
5	2	就業規則・給与規程等を変更した場合は、遅滞なく所轄の労働基準監督署に届け出てください。
6	2	給与規程ついて、「永寿苑退職金」制度についての規定を設けることを検討してください。
7	2	健康管理の観点から、管理職含め全ての職員の労働時間の状況について、客観的な方法等で把握することが義務付けられていますので、所定労働時間を超過した勤務時間を含め、タイムカードでの記録を残してください。
8	2	賃金の一部を控除する場合は、施設と職員が個別に契約等するのではなく、労基法第24条に基づき、労働者の過半数を代表する者等との書面による協定を結んでください。
9	2	正規職員の雇用通知書について、次の課題がありましたので、見直しの上、必要な対応等を行ってください。 ①所定時間外労働、休日労働の有無について、記載してください。 ②有給休暇について、実態に即した記載としてください。 ③解雇の事由及び手続について、別紙が添付されていませんでした。
10	2	職員を雇用する際は、雇用時の健康診断を実施する等してください。
11	2	消防計画について、施設整備当初のものとなっていますが、平成28年に多目的ホール等の増築を行っていますので、消防署等に確認の上、必要に応じて計画の再提出等を行ってください。

12	2	利用者の安全確保の観点から、防犯講習や不審者対策等を検討し、防犯に取り組んでください。
13	2	ハラスメント防止に関して次の課題がありましたので、必要な対応を行ってください。 ①就業規則やハラスメント防止規程を整備し、行為者に対する制裁処置等を定めてください。 ②男女別等で相談しやすい窓口を整備し、職員に周知等してください。
14	2	職員の宿直勤務回数については、労働基準監督署の許可条件を順守してください。
15	4	苦情の範囲を広くとらえ、記録を整備することで、入所者家族等へのサービスの向上に役立ててください。
16	4	短期入所生活介護のサービス提供開始に際して、あらかじめ入所者又は家族に対して説明する文書（重要事項説明書等）に、サービスの第三者評価の実施状況を記載してください。
17	4	通所介護の重要事項説明書の以下の点について、見直しの上、必要な改正等を行ってください。 ①その他費用のうち、日常生活品費、おやつ代について、積算根拠を明確にするとともに、徴収する場合は、利用に係る同意書等により、利用者の自由な選択により提供していることが明確になるようにしてください。 ②キャンセル料の徴収について見直してください。 ③第三者評価の実施状況の有無について記載してください。
18	4	通所介護のヒヤリハット報告書を作成し、事故防止やサービス向上に役立ててください。

※分野：2運営管理 3財務管理 4介護給付・処遇